

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成30年10月18日（木）

担当課：教育部 指導室

件 名： 大和市特別支援教育センター条例の制定について	
提出理由： 大和市特別支援教育センター条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため。	
内 容： 1. 背景等 - 平成 18 年に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本は平成 19 年に条約に署名した。 - これを受け、平成 19 年には「学校教育法」の改正が行われ、通常の学級に在籍する発達障がい等のある子どもも含め、一人ひとりの特性に応じた適切な支援が求められるようになった。 - 本市において、特別支援学級及び通常の学級に在籍する情緒面、行動面に課題のある児童生徒の割合は増加傾向にある。 - こうした状況を踏まえ、より積極的な支援体制を構築するべく、本市では特別支援教育を推進するための拠点として、大和市特別支援教育センターを開設する必要がある。 2. 大和市特別支援教育センター概要 (1) 役割等 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 30 条に基づく、教育に関する専門的な施設として、条例により設置する。 - 特別支援教育に関する専門性の高い機能を有し、学校との「つながり」を大切にしながら、児童・生徒や保護者への切れ目のない支援を推進する拠点とする。 (2) 機能 ① 情緒や行動面、学習の仕方等に関する通級指導教室 - 市立小学校、中学校に通う通常の学級に在籍する児童生徒のうち、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害、学習障害のある子どもに対する指導を行う。	② 特別支援学級に在籍する不登校や登校しぶりの児童生徒への通所場所 - 特別支援学級に在籍し、不登校の状態にある児童生徒を対象に、通室による支援（教育相談・通室支援・登校支援・学習支援）と必要に応じて家庭訪問を行う。 ③ 特別支援教育に特化した相談センター - 保護者等に対し未就学児の発達相談から進学、就労に向けての進路相談まで、切れ目のない継続した相談、支援を行う。 ④ 教職員に対する研修施設 - 通常の学級の教員等を対象に特別支援教育の研修等を行う。 (3) 人員について - 上記の機能を発揮するため、特別支援担当指導主事等の人員を適切に配置する。 (4) その他 - 当センターの整備にあたっては、平成 30 年 7 月 31 日に閉館した林間学習センター跡施設を活用する。 3. 条例に定める内容 (1) 設置 - 教育における支援を必要とする児童生徒等に対して、相談や支援等を行う機関として設置する。 (2) 名称及び位置 - 名称：大和市特別支援教育センター - 位置：大和市林間二丁目 6 番 18 号 (3) 委任 - 条例の施行について必要な事項は教育委員会規則で定める。
経 過 H30. 7. 31 林間学習センター閉館 H30. 9 特別支援教育センター設置に向けた改修設計業務完了	今後の予定 H30. 11～ 施設改修工事を開始 教育委員会定例会において条例案を審議 H30. 12 議案上程 H31. 3 改修工事完了・開館準備 H31. 4 条例施行・施設オープン